(6)　情報通信技術を活用した勤務の実施状況を評価する期間として雇用環境・均等局長が定めるところにより事業主が設定した期間（次項において「評価期間」という。）における対象労働者の情報通信技術を活用した勤務の実施状況が、雇用環境・均等局長の定める要件に該当する事業主であること。

二　次のイからヘまでに掲げる認定組合等又は事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ・ロ　（略）

ハ　前号ハに該当する事業主　機器の導入及び運用に要した費用の額の百分の二十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の三十五）に相当する額（その額が百五十万円を超えるときは、百五十万円）

（削る）

ニ　前号ニに該当する事業主　八十万円

（削る）

（削る）

（削る）

ホ　前号ホに該当する事業主　就労環境の整備に要した費用の額の二分の一（生産性要件に該当する事業主にあつては、三分の二）に相当する額（その額が五十七万円を超えるときは、五十七万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、その額が七十二万円を超えるときは、七十二万円））

ヘ　前号ヘに該当する事業主　同号ヘ(3)の措置の実施に要した費用に関し、雇用環境・均等局長が定める基準に従つて算定した額の百分の三十に相当する額（その額が、対象労働者の数に二十万円を乗じて得た額又は百万円のいずれか低い額を超えるときは、当該いずれか低い額）

（削る）

二　次のイからリまでに掲げる認定組合等又は事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ・ロ　（略）

ハ　前号ハに該当する事業主　機器の導入及び運用に要した費用の額の百分の二十五に相当する額（その額が百五十万円を超えるときは、百五十万円）

ニ　前号ニに該当する保育事業主　五十万円

ホ　前号ホに該当する事業主　五十万円

ヘ　前号ヘに該当する事業主　五十万円

ト　前号トに該当する事業主　次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号ヘ(2)の設備投資に要した費用が二百四十万円以上五千万円未満の場合　五十万円

(2)　前号ヘ(2)の設備投資に要した費用が五千万円以上一億円未満の場合　五十万円

(3)　前号ヘ(2)の設備投資に要した費用が一億円以上の場合　百万円

チ　前号チに該当する事業主　次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該(1)又は(2)に定める額（十人を超えて雇い入れた場合は、(1)及び(2)で合わせて十人分までの額）

(1)　前号チ(3)の雇入れに係る者（短時間労働者として雇い入れた者を除く。）　一人につき、六十万円

(2)　前号チ(3)の雇入れに係る者（短時間労働者として雇い入れた者に限る。）　一人につき、四十万円

リ　前号リに該当する事業主　就労環境の整備に要した費用の額の二分の一（生産性要件に該当する事業主にあつては、三分の二）に相当する額（その額が五十七万円を超えるときは、五十七万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、その額が七十二万円を超えるときは、七十二万円））

（新設）

3　前項第一号ニに規定する保育事業主が、同号ニに該当することにより人材確保等支援助成コース助成金の支給を受け、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合にあつては、当該事業主に対し、五十七万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、七十二万円）を支給するものとする。

一　賃金制度整備計画の期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日（第五項第二号において「一年経過日」という。）までの期間における当該賃金制度の整備に係る事業所における離職者の数を当該賃金制度整備計画の期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、当該事業所の労働者数に応じて職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。